

1

令和 6 年第 5 回

多治見市議会定例会議案

令和 6 年11月22日

目 次

報第23号	専決処分の報告について……………	1
報第24号	専決処分の報告について……………	3
報第25号	専決処分の報告について……………	4
報第26号	専決処分の報告について……………	5
承第4号	専決処分の承認を求めるについて……………	6
議第99号	機構改革に伴う関係条例の整備に関する条例を制定するについて……………	7
議第100号	多治見市上下水道事業経営審議会設置条例を制定するについて……………	10
議第101号	多治見市児童、生徒の通学費補助に関する条例を廃止するについて……………	12
議第102号	多治見市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正するについて……………	13
議第103号	多治見市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正するについて……………	15
議第104号	多治見市職員の給与に関する条例等の一部を改正するについて……………	16
議第105号	多治見市税条例の一部を改正するについて……………	36
議第106号	多治見市行政財産の目的外使用に関する使用料徴収条例の一部を改正するについて……………	38
議第107号	多治見市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正するについて……………	40
議第108号	多治見市水道の布設工事監督者の配置及び資格並びに水道技術管理者の資格に関する条例の一部を改正するについて……………	42
議第116号	指定管理者の指定について……………	44
議第117号	東濃西部広域行政事務組合の財産処分に関する協議について……………	45

報第23号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告する。

令和6年11月22日提出

多治見市長 高 木 貴 行

専第12号

訴えの提起について

次のとおり訴えの提起をすることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、専決処分する。

令和6年10月8日

多治見市長 高 木 貴 行

1 事件名 土地賃料等請求事件

2 当事者 原告 多治見市 代表者 多治見市長 高木 貴行

被告 愛知県名古屋市中区港栄四丁目601番

日善株式会社 代表者 代表取締役 吉本 秀樹

3 事件の概要

- (1) 平成23年12月8日、被告は、担保不動産競売により建物（以下「本件建物」という。）を取得した。
- (2) 本件建物は、原告が所有する多治見市笠原町字平下991番3の一部をその敷地の一部としている。
- (3) 平成24年4月1日、原告と被告は、多治見市笠原町字平下991番3の一部（645.93㎡）の土地賃貸借契約（以下「本件契約」という。）を締結した。
- (4) 被告は、令和4年4月1日以後の賃料を支払っていない。原告は、被告に対し、令和6年8月8日及び同年9月6日に未払賃料の支払いを求める文書を送付したが、支払いはない。
- (5) 令和4年4月1日から令和6年3月31日までの未払賃料の合計は、441,616円である。

4 請求の要旨

- (1) 被告は、原告に対し、金441,616円及びこれに対する訴状送達の日から支払い済みまでの遅延損害金を支払え。
 - (2) 訴訟費用は、被告の負担とする。
- との判決並びに仮執行の宣言を求める。

5 訴訟物の価額 一金 441,616円

- 6 その他 本件については、必要に応じ、上訴その他必要な措置を行うことができるものとする。

報第24号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告する。

令和6年11月22日提出

多治見市長 高 木 貴 行

専第14号

損害賠償の額を定めるについて

令和6年7月26日午前9時5分頃、市内滝呂町12丁目地内において、本市職員（三の倉センター所属）が、公用車（収集車）の運転席のドアを開けたところ、公用車の右後方から追い越しをしようとした車両の左サイドミラーに接触して破損させ、損害を与えた。

これに対する損害賠償額を次のとおり定めるについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、専決処分する。

令和6年10月15日

多治見市長 高 木 貴 行

損害賠償額 一金 50,402円

報第25号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告する。

令和6年11月22日提出

多治見市長 高 木 貴 行

専第15号

損害賠償の額を定めるについて

令和6年9月27日午後0時40分頃、市立養正小学校駐車場において、本市職員（教育総務課所属）が、公用車を発進させる際、公用車右側に駐車中の車両左前部に公用車の右後部が接触し、駐車中の車両左フロントバンパーを損傷させ、損害を与えた。

これに対する損害賠償額を次のとおり定めるについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、専決処分する。

令和6年11月8日

多治見市長 高 木 貴 行

損害賠償額 一金 298,648円

報第26号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告する。

令和6年11月22日提出

多治見市長 高 木 貴 行

専第16号

損害賠償の額を定めるについて

令和6年10月27日執行衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の選挙事務に使用するため、三角堂事務機株式会社と本市は、令和6年10月15日から同月28日までの間複合機2台について、賃貸借契約を締結した。同月27日、選挙事務の開票所として使用する多治見市笠原体育館第1競技場内において、開票所の設営を行っていた本市職員3人が、台車に乗せた複合機1台を床に降ろす際、バランスを崩し当該複合機を転倒させ、これを全損させた。

これに対する損害賠償額を次のとおり定めるについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、専決処分する。

令和6年11月14日

多治見市長 高 木 貴 行

損害賠償額 一金 660,000 円

承第4号

専決処分の承認を求めるについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、令和6年度多治見市一般会計補正予算（第4号）を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和6年11月22日提出

多治見市長 高 木 貴 行

専第13号

令和6年度多治見市一般会計補正予算（第4号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

令和6年10月9日

多治見市長 高 木 貴 行

議第99号

機構改革に伴う関係条例の整備に関する条例を制定するについて

機構改革に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように制定するものとする。

令和6年11月22日提出

多治見市長 高 木 貴 行

機構改革に伴う関係条例の整備に関する条例

(多治見市部設置条例の一部改正)

第1条 多治見市部設置条例（平成8年条例第35号）の一部を次のように改正する。

第1条中「福祉部」を「市民福祉部」に、「市民健康部」を「こども健康部」に、「建設部」を「建設水道部」に改める。

第2条企画部の項中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、第6号を第5号とし、同号の次に次の1号を加える。

（6） 公共施設等の統括に関すること。

第2条企画部の項第8号を次のように改める。

（8） 財政及び契約に関すること。

第2条総務部の項第4号を次のように改める。

（4） 人事に関すること。

第2条福祉部の項及び市民健康部の項を次のように改める。

市民福祉部

（1） 福祉に関すること。

（2） 高齢者福祉、障害者福祉、生活保護その他の社会福祉に関すること（児童福祉及び母子・父子福祉に関するものを除く。）。

（3） 在宅福祉及び施設福祉に関すること。

（4） 介護保険に関すること。

- (5) 国民健康保険及び国民年金に関すること。
- (6) 高齢者の医療に関すること。
- (7) 医療給付及び児童手当に関すること。
- (8) 戸籍及び住民基本台帳に関すること。

こども健康部

- (1) 児童福祉及び母子・父子福祉に関すること。
- (2) 保育所及び幼稚園の管理運営に関すること。
- (3) 保健に関すること。
- (4) 病院事業に関すること。
- (5) 地域医療連携に関すること。

第2条都市計画部の項を次のように改める。

都市計画部

- (1) 都市計画に関すること。
- (2) 都市景観に関すること。
- (3) 市街地整備に関すること。
- (4) 交通政策に関すること。
- (5) 開発に関すること。
- (6) 建築指導に関すること。
- (7) 市営住宅に関すること。
- (8) 公共施設等の建築に関すること。
- (9) 公園及び緑に関すること。

第2条建設部の項を次のように改める。

建設水道部

- (1) 道路、河川、農業用施設その他土木に関すること。
- (2) 交通安全に関すること。
- (3) 災害復旧に関すること。
- (4) 建設関連用地に関すること。

(多治見市社会福祉事務所設置条例の一部改正)

第2条 多治見市社会福祉事務所設置条例（平成3年条例第17号）の一部を次のように改正する。

第3条に次の1項を加える。

2 所長は、市民福祉部長の職にある者を市長が任命する。

第5条第1項中「福祉部」を「市民福祉部及びこども健康部」に改める。

(多治見市幼保連携型認定こども園の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第3条 多治見市幼保連携型認定こども園の設置及び管理に関する条例（令和6年条例第2号）の一部を次のように改正する。

附則第3項のうち多治見市部設置条例（平成8年条例第35号）第2条の改正規定中「福祉部の項第5号」を「こども健康部の項第2号」に改める。

(多治見市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部改正)

第4条 多治見市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例（平成22年条例第37号）の一部を次のように改正する。

本則第3号中「文化財」の次に「(ニホンカモシカを除く。)」を加える。

(多治見市水道事業、下水道事業及び農業集落排水事業の設置等に関する条例の一部改正)

第5条 多治見市水道事業、下水道事業及び農業集落排水事業の設置等に関する条例（昭和41年条例第31号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「水道部」を「建設水道部」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

多治見市上下水道事業経営審議会設置条例を制定するについて

多治見市上下水道事業経営審議会設置条例を次のように制定するものとする。

令和6年11月22日提出

多治見市長 高 木 貴 行

多治見市上下水道事業経営審議会設置条例

(設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、多治見市水道事業、下水道事業及び農業集落排水事業の設置等に関する条例（昭和41年条例第31号）第1条第1項に規定する水道事業、下水道事業及び農業集落排水事業（以下「上下水道事業」という。）の経営に関し必要な事項を調査及び審議するため、多治見市上下水道事業経営審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、次に掲げる事項に係る市長の諮問に応じ、調査及び審議を行い、その意見を答申する。

- (1) 上下水道事業の経営に関すること。
- (2) 給水料金、下水道使用料及び農業集落排水処理施設使用料に関すること。
- (3) その他市長が必要と認めること。

(組織)

第3条 審議会は、委員7人以内をもって組織する。

2 委員は、公共的団体の代表者、識見を有する者その他市民のうちから、市長が委嘱する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(委任)

第4条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 多治見市水道料金審議会設置条例（昭和55年条例第33号）

(2) 多治見市下水道使用料審議会設置条例（平成8年条例第19号）

3 多治見市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和52年条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表中「水道料金審議会委員

下水道使用料審議会委員」を「上下水道事業経営審議会委員」に改める。

議第101号

多治見市児童、生徒の通学費補助に関する条例を廃止するについて

多治見市児童、生徒の通学費補助に関する条例（昭和39年条例第25号）を廃止するものとする。

令和6年11月22日提出

多治見市長 高 木 貴 行

多治見市児童、生徒の通学費補助に関する条例を廃止する条例

多治見市児童、生徒の通学費補助に関する条例（昭和39年条例第25号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第2条 この条例の施行の日前に、この条例による廃止前の多治見市児童、生徒の通学費補助に関する条例第3条の規定により申請された同条例第1条の規定による補助金については、この条例の施行の日以後も、なお従前の例による。

議第102号

多治見市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正するについて

多治見市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和52年条例第2号）の一部を次のように改正するものとする。

令和6年11月22日提出

多治見市長 高 木 貴 行

多治見市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

第1条 多治見市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和52年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第2号中「100分の222.5」を「100分の232.5」に改める。

第2条 多治見市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項第1号中「100分の222.5」を「100分の227.5」に改め、同項第2号中「100分の232.5」を「100分の227.5」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の多治見市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（次項において「改正後の条例」という。）第5条の規定は、令和6年12月1日（次項において「適用日」という。）から適用する。
- 3 第1条の規定による改正前の多治見市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の規定に基づいて適用日から施行日の前日までの間に支払われた期

末手当は、改正後の条例の規定に基づいて支払われる期末手当の内払とみなす。

多治見市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正するについて

多治見市常勤の特別職職員の給与に関する条例（昭和44年条例第2号）の一部を次のように改正するものとする。

令和6年11月22日提出

多治見市長 高 木 貴 行

多治見市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 多治見市常勤の特別職職員の給与に関する条例（昭和44年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第2号中「100分の222.5」を「100分の232.5」に改める。

第2条 多治見市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項第1号中「100分の222.5」を「100分の227.5」に改め、同項第2号中「100分の232.5」を「100分の227.5」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の多治見市常勤の特別職職員の給与に関する条例（次項において「改正後の条例」という。）第5条の規定は、令和6年12月1日（次項において「適用日」という。）から適用する。
- 3 第1条の規定による改正前の多治見市常勤の特別職職員の給与に関する条例の規定に基づいて適用日から施行日の前日までの間に支払われた期末手当は、改正後の条例の規定に基づいて支払われる期末手当の内払とみなす。

多治見市職員の給与に関する条例等の一部を改正するについて

多治見市職員の給与に関する条例等の一部を次のように改正するものとする。

令和6年11月22日提出

多治見市長 高 木 貴 行

多治見市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(多治見市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 多治見市職員の給与に関する条例（昭和26年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第18条の4第2項中「100分の122.5」を「100分の127.5」に、「100分の102.5」を「100分の107.5」に改め、同条第3項中「100分の122.5」を「100分の127.5」に、「100分の68.75」を「100分の71.25」に、「100分の102.5」を「100分の107.5」に、「100分の58.75」を「100分の61.25」に改める。

第18条の7第2項第1号中「100分の102.5」を「100分の107.5」に、「100分の122.5」を「100分の127.5」に改め、同項第2号中「100分の48.75」を「100分の51.25」に、「100分の58.75」を「100分の61.25」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

一般職給料表

（単位 円）

職員 の区 分	級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	1	183,500	230,000	261,300	287,300	309,800	335,000	373,400
	2	184,600	231,500	262,300	288,900	311,500	336,900	376,000
	3	185,800	233,000	263,300	290,400	313,200	338,700	378,300
	4	186,900	234,500	264,300	291,900	314,700	340,500	380,500
	5	188,000	236,000	265,300	293,400	316,100	342,200	382,400
	6	189,700	237,500	266,300	294,900	317,400	343,900	384,700
	7	191,300	239,000	267,300	296,300	318,700	345,500	386,800
	8	192,900	240,500	268,300	297,600	320,000	347,200	388,800
	9	194,500	242,000	269,300	298,800	321,300	348,800	390,800
	10	196,200	243,400	270,300	300,300	323,100	350,500	393,100
	11	197,800	244,800	271,300	301,800	324,900	352,100	395,300
	12	199,400	246,200	272,300	303,200	326,600	353,700	397,500
	13	201,000	247,400	273,300	304,600	328,300	355,200	399,700
	14	202,700	248,600	274,300	305,700	330,000	356,900	402,000
	15	204,400	249,800	275,300	306,700	331,700	358,500	404,200
	16	206,100	251,000	276,400	307,900	333,400	360,100	406,500
	17	207,400	252,100	277,400	309,100	335,000	361,700	408,300
	18	209,000	253,200	278,700	310,700	336,700	363,500	410,200
	19	210,600	254,300	280,000	312,300	338,400	365,000	412,100
	20	212,100	255,400	281,200	313,900	340,000	366,600	413,900
	21	213,600	256,400	282,500	315,400	341,500	368,000	415,700
	22	215,200	257,400	283,800	317,000	343,100	369,600	417,500
	23	216,800	258,400	285,000	318,600	344,700	371,200	419,300

24	218, 400	259, 400	286, 200	320, 200	346, 200	372, 700	421, 100
25	220, 000	260, 400	287, 300	321, 700	347, 600	374, 600	422, 700
26	221, 700	261, 300	288, 500	323, 400	349, 300	376, 500	424, 200
27	223, 000	262, 200	289, 800	325, 000	350, 900	378, 400	425, 700
28	224, 300	263, 100	291, 100	326, 600	352, 500	380, 200	427, 200
29	225, 600	263, 900	292, 400	328, 000	353, 700	381, 700	428, 700
30	226, 700	264, 700	293, 400	329, 700	355, 200	383, 500	430, 000
31	227, 800	265, 500	294, 400	331, 400	356, 700	385, 200	431, 300
32	228, 900	266, 300	295, 500	333, 000	358, 200	386, 800	432, 500
33	230, 000	267, 000	296, 600	334, 200	359, 900	388, 500	433, 700
34	231, 100	267, 800	297, 800	336, 100	361, 700	389, 900	435, 000
35	232, 200	268, 600	298, 900	337, 800	363, 400	391, 300	436, 300
36	233, 300	269, 300	300, 100	339, 400	365, 100	392, 700	437, 500
37	234, 400	270, 000	301, 300	340, 900	366, 500	394, 100	438, 700
38	235, 400	270, 800	302, 600	342, 500	367, 800	395, 300	439, 500
39	236, 400	271, 600	303, 900	344, 100	369, 000	396, 500	440, 300
40	237, 300	272, 300	305, 200	345, 700	370, 400	397, 500	441, 100
41	238, 200	273, 000	306, 500	347, 400	371, 500	398, 600	441, 700
42	239, 100	273, 800	307, 800	349, 200	372, 400	399, 800	442, 300
43	239, 900	274, 600	309, 100	351, 000	373, 400	400, 900	442, 900
44	240, 700	275, 300	310, 400	352, 800	374, 500	402, 000	443, 500
45	241, 400	276, 000	311, 700	354, 300	375, 300	402, 700	444, 200
46	242, 000	276, 700	313, 000	355, 700	376, 200	403, 400	445, 000
47	242, 600	277, 400	314, 300	357, 100	377, 100	404, 100	445, 400
48	243, 200	278, 100	315, 400	358, 500	377, 900	404, 800	446, 100
49	243, 800	278, 800	316, 300	360, 000	378, 700	405, 400	446, 600
50	244, 400	279, 500	317, 600	360, 800	379, 500	406, 000	447, 000
51	245, 000	280, 200	318, 900	361, 800	380, 300	406, 500	447, 400
52	245, 500	280, 900	320, 200	362, 800	381, 000	406, 900	447, 800

53	246, 000	281, 500	321, 400	363, 700	381, 700	407, 300	448, 200
54	246, 400	282, 200	322, 700	364, 800	382, 400	407, 500	448, 600
55	246, 700	282, 800	323, 900	365, 700	383, 100	407, 800	449, 000
56	247, 000	283, 500	325, 100	366, 700	383, 800	408, 100	449, 300
57	247, 300	284, 100	326, 400	367, 600	384, 300	408, 400	449, 600
58	247, 600	284, 800	327, 500	368, 300	384, 900	408, 700	450, 000
59	247, 900	285, 400	328, 600	369, 000	385, 500	409, 000	450, 300
60	248, 200	286, 100	329, 700	369, 600	386, 200	409, 300	450, 600
61	248, 500	286, 700	330, 400	370, 000	386, 600	409, 500	450, 900
62	248, 800	287, 400	331, 300	370, 600	387, 200	409, 800	
63	249, 100	288, 000	332, 000	371, 300	387, 800	410, 100	
64	249, 400	288, 500	332, 800	372, 000	388, 300	410, 400	
65	249, 700	289, 000	333, 600	372, 300	388, 700	410, 600	
66	250, 000	289, 600	334, 000	373, 000	389, 300	410, 900	
67	250, 300	290, 100	334, 600	373, 700	389, 900	411, 200	
68	250, 600	290, 700	335, 300	374, 300	390, 400	411, 500	
69	250, 900	291, 200	336, 100	374, 600	390, 800	411, 700	
70	251, 200	291, 700	336, 800	375, 100	391, 300	412, 000	
71	251, 500	292, 300	337, 500	375, 700	391, 800	412, 300	
72	251, 800	292, 900	338, 100	376, 300	392, 400	412, 500	
73	252, 100	293, 400	338, 600	376, 600	392, 700	412, 700	
74	252, 400	293, 900	339, 200	377, 200	393, 100	413, 000	
75	252, 700	294, 300	339, 700	377, 900	393, 500	413, 300	
76	253, 000	294, 600	340, 300	378, 500	393, 900	413, 500	
77	253, 300	294, 800	340, 600	378, 900	394, 200	413, 700	
78	253, 600	295, 100	341, 100	379, 400	394, 500	414, 000	
79	253, 900	295, 300	341, 500	380, 000	394, 800	414, 300	
80	254, 200	295, 600	341, 900	380, 500	395, 000	414, 500	
81	254, 500	295, 800	342, 300	381, 000	395, 200	414, 700	

82	254, 800	296, 000	342, 800	381, 600	395, 500	415, 000	
83	255, 100	296, 300	343, 300	382, 100	395, 800	415, 300	
84	255, 400	296, 500	343, 800	382, 400	396, 000	415, 500	
85	255, 700	296, 800	344, 100	382, 800	396, 200	415, 700	
86	256, 000	297, 100	344, 500	383, 300	396, 500		
87	256, 300	297, 400	344, 900	383, 700	396, 800		
88	256, 600	297, 700	345, 300	384, 100	397, 000		
89	256, 900	298, 000	345, 600	384, 500	397, 200		
90	257, 200	298, 300	346, 000	385, 000	397, 500		
91	257, 500	298, 600	346, 400	385, 400	397, 800		
92	257, 800	299, 000	346, 800	385, 800	398, 000		
93	258, 100	299, 200	347, 000	386, 100	398, 200		
94		299, 400	347, 400				
95		299, 700	347, 800				
96		300, 100	348, 200				
97		300, 300	348, 400				
98		300, 600	348, 800				
99		301, 000	349, 200				
100		301, 400	349, 500				
101		301, 600	349, 800				
102		301, 900	350, 200				
103		302, 200	350, 600				
104		302, 500	351, 000				
105		302, 700	351, 500				
106		303, 000	351, 900				
107		303, 300	352, 300				
108		303, 600	352, 700				
109		303, 800	353, 200				
110		304, 200	353, 600				

	111		304, 600	353, 900				
	112		304, 900	354, 200				
	113		305, 100	354, 700				
	114		305, 300					
	115		305, 600					
	116		306, 000					
	117		306, 200					
	118		306, 400					
	119		306, 700					
	120		307, 000					
	121		307, 400					
	122		307, 600					
	123		307, 900					
	124		308, 200					
	125		308, 500					
定年前再任用短時間勤務職員		153, 600	175, 600	208, 000	223, 800	235, 900	256, 500	290, 200

第2条 多治見市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第18条の4第2項中「100分の127.5」を「100分の125」に、「100分の107.5」を「100分の105」に改め、同条第3項中「100分の127.5」を「100分の125」に、「100分の71.25」を「100分の70」に、「100分の107.5」を「100分の105」に、「100分の61.25」を「100分の60」に改める。

第18条の7第2項第1号中「100分の107.5」を「100分の105」に、「100分の127.5」を「100分の125」に改め、同項第2号中「100分の51.25」を「100分の50」に、「100分の61.25」を「100分の60」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

一般職給料表

（単位 円）

職員 の区 分	級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	1	183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200	408,300
	2	184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900	410,200
	3	185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500	412,100
	4	186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100	413,900
	5	188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700	415,700
	6	189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500	417,500
	7	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000	419,300
	8	192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600	421,100
	9	194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000	422,700
	10	196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600	424,200
	11	197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200	425,700
	12	199,400	246,200	276,400	313,900	340,000	372,700	427,200
	13	201,000	247,400	277,400	315,400	341,500	374,600	428,700
	14	202,700	248,600	278,700	317,000	343,100	376,500	430,000
	15	204,400	249,800	280,000	318,600	344,700	378,400	431,300
	16	206,100	251,000	281,200	320,200	346,200	380,200	432,500
	17	207,400	252,100	282,500	321,700	347,600	381,700	433,700
	18	209,000	253,200	283,800	323,400	349,300	383,500	435,000
	19	210,600	254,300	285,000	325,000	350,900	385,200	436,300
	20	212,100	255,400	286,200	326,600	352,500	386,800	437,500
	21	213,600	256,400	287,300	328,000	353,700	388,500	438,700
	22	215,200	257,400	288,500	329,700	355,200	389,900	439,500
	23	216,800	258,400	289,800	331,400	356,700	391,300	440,300

24	218, 400	259, 400	291, 100	333, 000	358, 200	392, 700	441, 100
25	220, 000	260, 400	292, 400	334, 200	359, 900	394, 100	441, 700
26	221, 700	261, 300	293, 400	336, 100	361, 700	395, 300	442, 300
27	223, 000	262, 200	294, 400	337, 800	363, 400	396, 500	442, 900
28	224, 300	263, 100	295, 500	339, 400	365, 100	397, 500	443, 500
29	225, 600	263, 900	296, 600	340, 900	366, 500	398, 600	444, 200
30	226, 700	264, 700	297, 800	342, 500	367, 800	399, 800	445, 000
31	227, 800	265, 500	298, 900	344, 100	369, 000	400, 900	445, 400
32	228, 900	266, 300	300, 100	345, 700	370, 400	402, 000	446, 100
33	230, 000	267, 000	301, 300	347, 400	371, 500	402, 700	446, 600
34	231, 100	267, 800	302, 600	349, 200	372, 400	403, 400	447, 000
35	232, 200	268, 600	303, 900	351, 000	373, 400	404, 100	447, 400
36	233, 300	269, 300	305, 200	352, 800	374, 500	404, 800	447, 800
37	234, 400	270, 000	306, 500	354, 300	375, 300	405, 400	448, 200
38	235, 400	270, 800	307, 800	355, 700	376, 200	406, 000	448, 600
39	236, 400	271, 600	309, 100	357, 100	377, 100	406, 500	449, 000
40	237, 300	272, 300	310, 400	358, 500	377, 900	406, 900	449, 300
41	238, 200	273, 000	311, 700	360, 000	378, 700	407, 300	449, 600
42	239, 100	273, 800	313, 000	360, 800	379, 500	407, 500	450, 000
43	239, 900	274, 600	314, 300	361, 800	380, 300	407, 800	450, 300
44	240, 700	275, 300	315, 400	362, 800	381, 000	408, 100	450, 600
45	241, 400	276, 000	316, 300	363, 700	381, 700	408, 400	450, 900
46	242, 000	276, 700	317, 600	364, 800	382, 400	408, 700	
47	242, 600	277, 400	318, 900	365, 700	383, 100	409, 000	
48	243, 200	278, 100	320, 200	366, 700	383, 800	409, 300	
49	243, 800	278, 800	321, 400	367, 600	384, 300	409, 500	
50	244, 400	279, 500	322, 700	368, 300	384, 900	409, 800	
51	245, 000	280, 200	323, 900	369, 000	385, 500	410, 100	
52	245, 500	280, 900	325, 100	369, 600	386, 200	410, 400	

53	246, 000	281, 500	326, 400	370, 000	386, 600	410, 600	
54	246, 400	282, 200	327, 500	370, 600	387, 200	410, 900	
55	246, 700	282, 800	328, 600	371, 300	387, 800	411, 200	
56	247, 000	283, 500	329, 700	372, 000	388, 300	411, 500	
57	247, 300	284, 100	330, 400	372, 300	388, 700	411, 700	
58	247, 600	284, 800	331, 300	373, 000	389, 300	412, 000	
59	247, 900	285, 400	332, 000	373, 700	389, 900	412, 300	
60	248, 200	286, 100	332, 800	374, 300	390, 400	412, 500	
61	248, 500	286, 700	333, 600	374, 600	390, 800	412, 700	
62	248, 800	287, 400	334, 000	375, 100	391, 300	413, 000	
63	249, 100	288, 000	334, 600	375, 700	391, 800	413, 300	
64	249, 400	288, 500	335, 300	376, 300	392, 400	413, 500	
65	249, 700	289, 000	336, 100	376, 600	392, 700	413, 700	
66	250, 000	289, 600	336, 800	377, 200	393, 100	414, 000	
67	250, 300	290, 100	337, 500	377, 900	393, 500	414, 300	
68	250, 600	290, 700	338, 100	378, 500	393, 900	414, 500	
69	250, 900	291, 200	338, 600	378, 900	394, 200	414, 700	
70	251, 200	291, 700	339, 200	379, 400	394, 500	415, 000	
71	251, 500	292, 300	339, 700	380, 000	394, 800	415, 300	
72	251, 800	292, 900	340, 300	380, 500	395, 000	415, 500	
73	252, 100	293, 400	340, 600	381, 000	395, 200	415, 700	
74	252, 400	293, 900	341, 100	381, 600	395, 500		
75	252, 700	294, 300	341, 500	382, 100	395, 800		
76	253, 000	294, 600	341, 900	382, 400	396, 000		
77	253, 300	294, 800	342, 300	382, 800	396, 200		
78	253, 600	295, 100	342, 800	383, 300	396, 500		
79	253, 900	295, 300	343, 300	383, 700	396, 800		
80	254, 200	295, 600	343, 800	384, 100	397, 000		
81	254, 500	295, 800	344, 100	384, 500	397, 200		

82	254, 800	296, 000	344, 500	385, 000	397, 500		
83	255, 100	296, 300	344, 900	385, 400	397, 800		
84	255, 400	296, 500	345, 300	385, 800	398, 000		
85	255, 700	296, 800	345, 600	386, 100	398, 200		
86	256, 000	297, 100	346, 000				
87	256, 300	297, 400	346, 400				
88	256, 600	297, 700	346, 800				
89	256, 900	298, 000	347, 000				
90	257, 200	298, 300	347, 400				
91	257, 500	298, 600	347, 800				
92	257, 800	299, 000	348, 200				
93	258, 100	299, 200	348, 400				
94		299, 400	348, 800				
95		299, 700	349, 200				
96		300, 100	349, 500				
97		300, 300	349, 800				
98		300, 600	350, 200				
99		301, 000	350, 600				
100		301, 400	351, 000				
101		301, 600	351, 500				
102		301, 900	351, 900				
103		302, 200	352, 300				
104		302, 500	352, 700				
105		302, 700	353, 200				
106		303, 000	353, 600				
107		303, 300	353, 900				
108		303, 600	354, 200				
109		303, 800	354, 700				
110		304, 200					

	111		304,600					
	112		304,900					
	113		305,100					
	114		305,300					
	115		305,600					
	116		306,000					
	117		306,200					
	118		306,400					
	119		306,700					
	120		307,000					
	121		307,400					
	122		307,600					
	123		307,900					
	124		308,200					
	125		308,500					
定年前再任用短時間勤務職員		153,600	175,600	208,000	223,800	235,900	256,500	290,200

（多治見市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正）

第3条 多治見市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成15年条例第28号）の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「100分の122.5」を「100分の127.5」に、「100分の225」を「100分の235」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第7条関係）

特定任期付職員給料表

(単位 円)

号給	給料月額
1	392,000
2	440,000
3	492,000
4	555,000
5	634,000

別表第2 (第8条関係)

一般任期付職員給料表

(単位 円)

1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700

第4条 多治見市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第7条第4項を削り、同条第5項中「、第3項の規定による給料月額の決定及び前項の規定による特定任期付職員業績手当の支給」を「及び前項の規定による給料月額の決定」に改め、同項を同条第4項とする。

第9条第1項中「、第11条の3及び第18条の7」を「及び第11条の3」に改め、同条第2項中「、第18条の3第1項及び第18条の4第2項」を「及び第18条の3第1項」に改め、「、給与条例第18条の4第2項中「100分の127.5」とあるのは「100分の235」と」を削る。

(多治見市一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する条例の一部改正)

第5条 多治見市一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する条例(平成15年条例第29号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の122.5」を「100分の127.5」に、「100分の225」を「100分の235」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第5条関係）

第1号任期付研究員給料表

（単位 円）

号給	給料月額
1	414,000
2	475,000
3	538,000
4	621,000

別表第2（第5条関係）

第2号任期付研究員給料表

（単位 円）

号給	給料月額
1	346,000
2	382,000
3	410,000

第6条 多治見市一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の127.5」を「100分の125」に、「100分の235」を「100分の230」に改める。

（多治見市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正）

第7条 多治見市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第25号）の一部を次のように改正する。

第20条第1項中「100分の122.5」を「100分の127.5」に改める。

第20条の2第1項中「100分の102.5」を「100分の107.5」に改める。

第30条中「100分の122.5」を「100分の127.5」に改める。

第30条の2第1項中「100分の102.5」を「100分の107.5」に改める。

第8条 多治見市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第20条第1項中「100分の127.5」を「100分の125」に、「100分の68.75」を「100分の70」に改める。

第20条の2第1項中「100分の107.5」を「100分の105」に、「100分の48.75」を「100分の50」に改める。

第30条中「100分の127.5」を「100分の125」に、「100分の68.75」を「100分の70」に改める。

第30条の2第1項中「100分の107.5」を「100分の105」に、「100分の48.75」を「100分の50」に改める。

附 則

(施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条、第6条及び第8条の規定は、令和7年4月1日から施行する。

2 第1条の規定（多治見市職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）別表第1の改正規定に限る。）による改正後の給与条例の規定、第3条の規定（多治見市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（以下「任期付職員条例」という。）別表第1及び別表第2の改正規定に限る。）による改正後の任期付職員条例の規定及び第5条の規定（多治見市一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する条例（以下「任期付研究員条例」という。）別表第1及び別表第2の改正規定に限る。）による改正後の任期付研究員条例の規定は、令和6年4月1日（以下「適用日」という。）から適用する。

3 第1条の規定（給与条例第18条の4第2項及び第3項並びに第18条の7第2項の改正規定に限る。）による改正後の給与条例の規定、第3条の規定（任期付職員条例第9条第2項の改正規定に限る。）による改正後の任期付職員条例の規定、第5条の規定（任期付研究員条例第6条第2項の改正規定に限る。）による改正後の任期付研究員条例の規定及び第7条の規定による改正後の多治見市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（以下「会計年度任用職員条例」という。）の規定は、令和6年12月1日から適用する。

(給与の内払)

第2条 第1条の規定による改正後の給与条例、第3条の規定による改正後の任期付職員条例又は第5条の規定による改正後の任期付研究員条例の規定を適用する場合

においては、第1条の規定による改正前の給与条例、第3条の規定による改正前の任期付職員条例又は第5条の規定による改正前の任期付研究員条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ第1条の規定による改正後の給与条例、第3条の規定による改正後の任期付職員条例又は第5条の規定による改正後の任期付研究員条例の規定による給与の内払とみなす。

(適用日前の異動者の号給の調整)

第3条 適用日前に職務の級を異にして異動した職員及び市長の定めるこれに準ずる職員の適用日における号給については、その者が適用日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(特定の号給の切替え)

第4条 令和7年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において第1条の規定による改正後の給与条例別表第1の給料表の適用を受けていた職員のうちその職務の級が3級から7級までであったものの切替日における号給（以下「新号給」という。）は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及びその者が受けていた号給（以下「旧号給」という。）に応じて附則別表に定める号給とする。

(職員が受けていた号給等の基礎)

第5条 附則第2条及び第3条の規定の適用については、これらの規定を適用する職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額、第1条の規定による改正前の給与条例、第3条の規定による改正前の任期付職員条例又は第5条の規定による改正前の任期付研究員条例及びこれらに基づく市の規則の規定に従って定められたものでなければならない。

附則別表（附則第4条関係）

号給の切替表

旧号 給	新 号 給				
	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1

4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1
10	6	2	2	1	1
11	7	3	3	1	1
12	8	4	4	1	1
13	9	5	5	1	1
14	10	6	6	2	1
15	11	7	7	3	1
16	12	8	8	4	1
17	13	9	9	5	1
18	14	10	10	6	2
19	15	11	11	7	3
20	16	12	12	8	4
21	17	13	13	9	5
22	18	14	14	10	6
23	19	15	15	11	7
24	20	16	16	12	8
25	21	17	17	13	9
26	22	18	18	14	10
27	23	19	19	15	11
28	24	20	20	16	12
29	25	21	21	17	13
30	26	22	22	18	14
31	27	23	23	19	15
32	28	24	24	20	16

33	29	25	25	21	17
34	30	26	26	22	18
35	31	27	27	23	19
36	32	28	28	24	20
37	33	29	29	25	21
38	34	30	30	26	22
39	35	31	31	27	23
40	36	32	32	28	24
41	37	33	33	29	25
42	38	34	34	30	26
43	39	35	35	31	27
44	40	36	36	32	28
45	41	37	37	33	29
46	42	38	38	34	30
47	43	39	39	35	31
48	44	40	40	36	32
49	45	41	41	37	33
50	46	42	42	38	34
51	47	43	43	39	35
52	48	44	44	40	36
53	49	45	45	41	37
54	50	46	46	42	38
55	51	47	47	43	39
56	52	48	48	44	40
57	53	49	49	45	41
58	54	50	50	46	42
59	55	51	51	47	43
60	56	52	52	48	44
61	57	53	53	49	45

62	58	54	54	50	
63	59	55	55	51	
64	60	56	56	52	
65	61	57	57	53	
66	62	58	58	54	
67	63	59	59	55	
68	64	60	60	56	
69	65	61	61	57	
70	66	62	62	58	
71	67	63	63	59	
72	68	64	64	60	
73	69	65	65	61	
74	70	66	66	62	
75	71	67	67	63	
76	72	68	68	64	
77	73	69	69	65	
78	74	70	70	66	
79	75	71	71	67	
80	76	72	72	68	
81	77	73	73	69	
82	78	74	74	70	
83	79	75	75	71	
84	80	76	76	72	
85	81	77	77	73	
86	82	78	78		
87	83	79	79		
88	84	80	80		
89	85	81	81		
90	86	82	82		

91	87	83	83		
92	88	84	84		
93	89	85	85		
94	90				
95	91				
96	92				
97	93				
98	94				
99	95				
100	96				
101	97				
102	98				
103	99				
104	100				
105	101				
106	102				
107	103				
108	104				
109	105				
110	106				
111	107				
112	108				
113	109				

多治見市税条例の一部を改正するについて

多治見市税条例（昭和25年告示第45号）の一部を次のように改正するものとする。

令和6年11月22日提出

多治見市長 高 木 貴 行

多治見市税条例の一部を改正する条例

多治見市税条例（昭和25年告示第45号）の一部を次のように改正する。

第38条第1項中「若しくは金銭」を削り、同項第9号を次のように改める。

（9） 所得税法第78条第2項第4号に規定する公益信託の信託財産とするために支出した当該公益信託に係る信託事務に関連する寄附金

第65条中「第64条第4項」を「第152条第5項」に改める。

附則第4条の5を削る。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

（1） 第65条の改正規定 令和7年4月1日

（2） 第38条第1項の改正規定及び附則第4条の5を削る改正規定並びに次条の規定
公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）の施行の日の属する年の翌年の1月1日

（市民税に関する経過措置）

第2条 所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第3条第1項の規定の適用がある場合における前条第2号に掲げる規定による改正後の多治見市税条例第38条第1項（第9号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同項

第9号中「寄附金」とあるのは、「寄附金（所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第3条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第1条の規定による改正前の所得税法第78条第3項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）」とする。

議第106号

多治見市行政財産の目的外使用に関する使用料徴収条例の一部を改正するについて

多治見市行政財産の目的外使用に関する使用料徴収条例（昭和59年条例第3号）の一部を次のように改正するものとする。

令和6年11月22日提出

多治見市長 高 木 貴 行

多治見市行政財産の目的外使用に関する使用料徴収条例の一部を改正する条例
多治見市行政財産の目的外使用に関する使用料徴収条例（昭和59年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項を削る。

別表第1 2 建物（別表第2に規定する事務所を除く。）の部（3） 広告の掲出のためのモニター機器の項を次のように改める。

（3） その他の占用使用（別表第3に該当する場合を除く。）	1平方メートル1時間につき 18円以内で市長が定める額
-------------------------------	--------------------------------

別表第1 2 建物（別表第2に規定する事務所を除く。）の部（4） 広告の掲出（建物の柱類、壁面等のうち市長が指定する場所）の項を削る。

別表第2 市の事務所のうち市長が規則で定めるものの部（1） 会議室の款中

「

1時間につき 1,020円以内で
市長が規則で定める額

「

1平方メートル1時間につき
18円以内で市長が定める額

」を

」に

改め、同部（3） 広告の掲出のためのモニター機器等の款及び（4） 広告の掲出（建物の柱類、壁面等のうち市長が指定する場所）の款を削り、（5） その他の占用使用

の款を次のように改める。

(3) その他の占用使用（別表第3に該当する場合を除く。）	1 平方メートル1時間につき 18 円以内で市長が定める額
-------------------------------	----------------------------------

別表第3中「土地又は建物を営利事業の用に供する場合（別表第1及び別表第2に掲げる行政財産の種類及び使用区分に該当する場合を除く。）」を「自動販売機その他の専ら営利を目的とする設備を常設する場合」に改め、「1月につき、」の次に「1設備当たり」を加え、「600円」を「780円」に、「1,000円」を「2,300円」に、「3,000円」を「3,400円」に、「4,000円」を「5,600円」に、「6,000円」を「7,900円」に、「8,000円」を「1ワット当たり4.5円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第2条及び別表第1から別表第3までの規定は、この条例の公布の日以後に施行日以後の使用について申請した使用に係る使用料から適用し、この条例の公布の日前に施行日以後の使用について申請した使用に係る使用料については、なお従前の例による。

議第107号

多治見市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正するについて

多治見市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（昭和41年条例第11号）の一部を次のように改正するものとする。

令和6年11月22日提出

多治見市長 高 木 貴 行

多治見市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する
条例

多治見市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（昭和41年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第8条中「災害をいう。」の次に「第12条第3項の表3の項を除き、」を加える。

第12条第3項中「災害、警戒、訓練又はその他の職務」を「その」に改め、同項の表中備考以外の部分を次のように改める。

1 火災の鎮圧に関する職務	日額	8,000円
2 救助に関する職務	日額	8,000円
3 地震、風水害等の災害の予防、警戒及び防除に関する職務	日額	8,000円
4 災害時における住民の避難誘導等に関する職務	日額	8,000円
5 武力攻撃事態等における警報の伝達、住民の避難誘導等国民の保護のための措置に関する職務	日額	8,000円
6 火災の予防及び警戒に関する職務	1回	2,000円
7 訓練その他の市長が必要と認める職務	1回	2,000円

第12条第3項の表備考1中「災害の場合」を「日額で支給する職務」に改め、同表備考2中「出動報酬は」を「日額で支給する職務の出動報酬は」に改め、同表備考3を次のように改める。

- 3 1日に日額で支給する職務と回数で支給する職務が重複した場合、その出動報酬は、併給できるものとする。

第12条第4項中「活動した日1日」を「救命処置の指導活動1回」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和7年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 改正後の第12条第3項及び第4項の規定は、施行日以後に従事した職務に対する出動報酬から適用し、施行日前に従事した職務に対する出動報酬については、なお従前の例による。

多治見市水道の布設工事監督者の配置及び資格並びに水道技術管理者の
資格に関する条例の一部を改正するについて

多治見市水道の布設工事監督者の配置及び資格並びに水道技術管理者の資格に関する条例（平成24年条例第33号）の一部を次のように改正するものとする。

令和6年11月22日提出

多治見市長 高 木 貴 行

多治見市水道の布設工事監督者の配置及び資格並びに水道技術管理者の資格に
関する条例の一部を改正する条例

多治見市水道の布設工事監督者の配置及び資格並びに水道技術管理者の資格に関する条例（平成24年条例第33号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学又は水道工学に関する学科目を修めて卒業した後、2年以上水道」を「において土木工学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、3年以上水道、工業用水道、下水道、道路又は河川（以下この条において「水道等」という。）」に改め、「経験を有する者」の次に「（1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同条第2号中「の土木工学科又はこれ」を「において機械工学科若しくは電気工学科又はこれら」に改め、「において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目」を削り、「3年以上水道」を「4年以上水道等」に改め、「経験を有する者」の次に「（2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同条第3号中「高等専門学校」の次に「（次号において「短期大学等」という。）」を、「修了した後」の次に「。次号において同じ。」を加え、「水道」を「水道等」に改め、「経験を有する者」の次に「（2年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加える。

第3条第6号を同条第8号とし、同条第5号中「水道」を「水道等」に改め、「経験を有する者」の次に「(5年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)」を加え、同号を同条第7号とし、同条第4号中「中等教育学校」の次に「(次号において「高等学校等」という。)」を加え、「水道」を「水道等」に改め、「経験を有する者」の次に「(3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)」を加え、同号を同条第5号とし、同号の次に次の1号を加える。

- (6) 高等学校等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、8年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
(4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)

第3条第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 短期大学等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、6年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
(3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)

第4条第1号を次のように改める。

- (1) 前条第1号、第3号又は第5号に規定する学校において土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後(学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後)、同条第1号に規定する学校を卒業した者については3年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者(同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者)については5年以上、同条第5号に規定する学校を卒業した者については7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

第4条第2号中「及び第4号」を「又は第5号」に改め、「土木工学以外の」を削り、「に関する学科目又はこれらに相当する学科目」を「の課程又はこれらに相当する課程(土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。)」に、「同条第4号」を「同条第5号」に改め、同条第4号中「前2号」を「前3号」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議第116号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により指定管理者を指定することについて、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

令和6年11月22日提出

多治見市長 高 木 貴 行

1 施設の名称

多治見市旭ヶ丘保育園

2 指定管理者の名称等

多治見市幸町7丁目2番地の2

社会福祉法人前畑育英会

理事長 坂崎 義雄

3 指定期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで（1年間）

議第117号

東濃西部広域行政事務組合の財産処分に関する協議について

令和3年3月23日議第35号をもって議決を経た東濃西部広域行政事務組合の共同処理する事務の変更及びこれに伴う規約の変更に係る財産処分に関する協議について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第290条の規定により、議会の議決を求める。

令和6年11月22日提出

多治見市長 高 木 貴 行

東濃西部広域行政事務組合の財産処分に関する協議書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第289条の規定により、東濃西部広域行政事務組合の共同処理する事務の変更及びこれに伴う規約の変更に係る財産処分について次のとおり定める。

看護専門学校の建物及び当該建物で管理する財産は、令和7年4月1日をもって土岐市に帰属させるものとする。